

国の電気料金激変緩和対策事業「酷暑乗り切り緊急支援」による電気料金値引きについて

このたび、国の『電気・ガス価格激変緩和対策事業「酷暑乗り切り緊急支援」』※1 によって、2024年9月分から2024年11月分までの電気料金から、お客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。(国が指定する値引き単価に準じます)

値引きの詳細は、以下の通りです。なお、本事業の趣旨に鑑み、契約内容変更に関する書面の取り交わしを省略いたしますので、この値引きを適用するためのお客さまの手続きは不要でございます。

1. 適用範囲

この値引きは、電気需給契約にもとづき低圧または高圧での電気の供給を受けるお客様に適用します。
※特別高圧のお客様は対象外となります。

2. 適用期間

適用期間は、2024年9月の料金に係る計量期間等から2024年11月の料金に係る計量期間等までとします。

3. 値引き単価

上記2(適用期間)に定める適用期間の、毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価または燃料費等調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映させます。毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

(1) 2024年9月・10月分としてご請求する電気料金に対する値引き単価

低圧：4.00円/kWh(税込) 高圧：2.00円/kWh(税込)

(2) 2024年11月分としてご請求する電気料金に対する値引き単価

低圧：2.50円/kWh(税込) 高圧：1.30円/kWh(税込)

※1 経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

<本件についてのお問い合わせ先>

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 オフィスデバイス企画部 オフィスデバイス企画第二課(電気担当)

電話番号 03-6719-9890 Mail: denki-kouri@canon-mj.co.jp

受付時間 9時~16時(土・日・祝日を除く)

URL <https://canon.jp/business/solution/selling-electricity>

※上記リンク先の「お問い合わせ」からのご質問も賜っております。